

寄付金取扱規程

2011 年 5 月 12 日臨時総会承認

[2019 年 3 月 19 日理事会決議により変更]

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人会社役員育成機構が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 寄付金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金又は寄付物品

(寄付金)

第 3 条 この法人は、常時寄付金を募ることができる。

2 この法人が行う公益目的事業等の準備・実施以外に充てる寄付金は、寄付金総額の 45%以内としなければならない。ただし、寄付者より用途の指定があった場合はこの限りではない。

(附則)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

第 5 条 この規程に定めるもののほか、寄付金等に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

第 6 条 この規程は、当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律 49 号）第 4 条に規定する公益認定を受けた日（2011 年 4 月 27 日）から施行する。

公益社団法人 会社役員育成機構
寄付金取扱規程